

# 令和4年度 介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

株式会社アルプスビジネスクリエーション

（事業者及び事業所の名称、所在地）

## 第1条

- 1) 事業者名称及び所在地  
株式会社アルプスビジネスクリエーション  
東京都大田区雪谷大塚町 1-7
- 2) 事業所名称及び所在地  
株式会社アルプスビジネスクリエーション  
新潟県長岡市高見町 549-1

（事業の目的）

## 第2条

介護職の人材不足等が深刻な問題となり、各介護保険指定事業所では人材の育成・確保が困難な状態が続いている。  
そこで、弊社では人材の育成・確保等のため介護職員の養成を図り、サービス量の確保や高齢化社会等への迅速な対応の一助とする為に、この研修事業を実施する。

（形式）

## 第3条

事業者は、各研修センターにおいて、通学形式により本研修事業を実施する。

（研修事業の名称）

## 第4条

- |     |           |                   |
|-----|-----------|-------------------|
| 第1回 | 介護員養成科 2期 | 介護職員初任者研修課程(通学形式) |
| 第2回 | 介護員養成科 3期 | 介護職員初任者研修課程(通学形式) |

(年間事業計画)

第5条

令和4年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する

回数	研修実施期間	募集定員	会場
第1回	令和4年7月20日 ～ 令和4年9月16日	12	十日町研修センター
第2回	令和4年10月14日 ～ 令和4年12月13日	12	魚沼研修センター
計		24	

(受講対象者)

第6条

- 1) 第1回:離職者で事業者及び新潟県立魚沼テクノスクールが適当と認めた者。
- 2) 第2回:第1回と同様。

(研修参加費用)

第7条

- 1) 第1回、第2回、
    - (1)テキスト代金 6,160円
    - (2)受講料 無料
- 合計金額 6,160円(税込)

(研修教材)

第8条

テキスト名:介護職員初任者研修テキスト  
発行:2018年3月発行  
発行所名:財団法人介護労働安定センター  
定価:6,160円

(研修カリキュラム)

第 9 条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表 1 の通りとする。

(研修会場一覧)

第 10 条

研修において使用する研修会場及び実技演習会場は別表 2 のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第 11 条

研修を担当する講師は、別表 3 のとおりとする。

(申込手続)

第 12 条

1) 第 1 回、第 2 回について

- (1) ハローワークから職業訓練の受講指示又は推薦を受けた上で、入校申込書を記入し、ハローワークに提出する。
- (2) 当社及び各担当地域のテクノスクールにより、当該受講希望者に対し面接試験を行う。
- (3) 選考の結果、テクノスクールにより受講者として適切と判断された者については、受講決定通知書が送付される。
- (4) 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修費用は、請求しないこととする。

(受講時等の本人確認方法)

第 13 条

受講者は、受講時に運転免許証の原本を提示することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。

運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書の原本を提示することとする。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 住民票
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) パスポート
- (5) 健康保険証
- (6) マイナンバーカード

(科目免除の取扱い)

第 14 条

免除は行わないこととする。

(研修修了の認定方法)

第 15 条

- 1) 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行なう。
- 2) 修了評価は、第 9 条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行なうこととする。

なお、筆記試験については、100 点を満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

A : 85 点以上	B : 75～84 点	C : 60～74 点	D : 59 点以下
------------	-------------	-------------	------------

- 3) 合格に達しなかった受講者については、再試験を受けることとする。

(研修欠席者の取扱い)

第 16 条

- 1) 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は 1 時間の遅刻とする。やむを得ない理由で欠席する場合は、研修開始時間の 5 分前までに事業所に連絡をすることとする。
- 2) 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、26 時間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(補講の取扱い)

第 17 条

事業者は、第 16 条第 2 項にもとづき必要な補講を行う。

なお、補講の受講料は、1 時間/3,000 円とし受講者が負担することとする。

また、補講は原則として当社で行うこととするが、やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合、他の事業者の定める受講料を受講者が負担することとする。

(受講の取消し)

第 18 条

事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 19 条

第 15 条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱 11 に規定する修了証明書を発行する。修了証明書の発行者は、以下の通りとする。

- ・ハローワークから職業訓練の受講指示又は推薦を受けた離職者に対しては、各担当地域のテクノスクールが発行する。
- ・それ以外に対しては、事業者が発行する

(修了者名簿の管理)

第 20 条

- 1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する
- 2) 修了証明書の紛失により修了者から再発行の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(研修事業実施担当部署)

第 21 条

研修事業は、法人サポート課で行う。

(その他)

第 22 条

この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

(附則)

第 1 条

この学則は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。